

新発田市監査委員公表第3号

定期監査結果の公表について

平成30年度本田財産区及び大字本田の定期監査の結果を地方自治法第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年3月27日

新発田市代表監査委員 菅 原 正 廣

平成30年度定期監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を、新発田市監査基準に準拠し実施した。

1 監査の概要

(1) 監査を実施した者

監査委員 菅 原 正 廣

監査委員 渡 邊 喜 夫

(2) 監査の種類

定期監査

(3) 監査の対象

ア 監査の対象団体

① 本田財産区

② 大字本田

イ 監査の対象範囲

平成30年度の監査実施日前までの財務及び事業管理に関する事務と平成29年度及び平成30年度の補助金と契約に関する事務

(4) 監査の実施場所

監査委員事務局

(5) 監査の実施期日

平成30年10月18日

(6) 監査の方法

監査開始前に事務局（豊浦支所長）から業務概要の説明を聴取し、あらかじめ提出された監査調書及び関係諸帳票類に基づき監査を行うとともに、必要に応じて関係職員からも説明を求めて実施した。

2 監査の結果

(1) 本田財産区

おおむね適正と認めた。

(2) 大字本田

おおむね適正と認めた。